

議案第八号

港区職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例
右の議案を提出する。

令和七年二月十九日

提出者 港区長 清 家 愛

港区職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

港区職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成十年港区条例第一号）の一部を次のように改正する。

第二条に次の一項を加える。

5 任命権者は、始業及び終業の時刻について職員（港区職員の給与に関する条例（昭和二十六年港区条例第十三号）第九条の二の規定による管理職手当の支給を受ける職員及び職員の配置、職務その他の事情を考慮して任命権者が別に定める職員に限り、育児短時間勤務職員等、定年前再任用短時間勤務職員その他人事委員会の承認を得て区規則で定める職員を除く。以下この項において同じ。）の申告を考慮して当該職員の勤務時間を割り振ることが公務の運営に支障がないと認める職員（以下「勤務時間申告職員」という。）については、休憩時

間を除き、四週間を超えない期間につき一週間当たり三十八時間四十五分とする正規の勤務時間を、人事委員会の承認を得て、別に定めることができる。

第三条第二項中「職員」の下に「又は勤務時間申告職員」を加え、同項に後段として次のように加える。

この場合において、勤務時間申告職員については、当該勤務時間申告職員の申告により、暦日を単位として月曜日から金曜日までの五日間において、正規の勤務時間を割り振るものとする。

第四条第一項ただし書中「できる」の下に「ものとし、勤務時間申告職員については、四週間を超えない期間につき二日に限り、日曜日及び土曜日に加えて月曜日から金曜日までの五日間において週休日を一日設けることができるものとする」を加える。

第五条第二項中「」の下に「並びに勤務時間申告職員（同条第二項の規定により、一日につき七時間四十五分の正規の勤務時間が割り振られている場合を除く。）」を加える。

第九条の二第一項中「並びに」を「、」に、「において同じ」を「並びに第十六条の三第一項において同じ」に、「」又は「を」以下同じ。）又は「に改め、同条第二項中「親族を含む」の下に「。第十六条の四第一項において同じ」を加え、「並びに」を「、」に、「において同じ」を「並びに第十六条の三第一項において同じ」に、「」又は「を」以下同じ。）又は「に改める。

第九条の三（見出しを含む。）中「三歳に満たない」を「小学校就学の始期に達するまでの」に改める。

第九条の四の見出しを削る。

第十一条第一項中「職員」の下に「（勤務時間申告職員を除く。）」を加える。

第十五条第一項各号中「子の看護休暇」を「子の看護等休暇」に改める。

第十六条の二の次に次の三条を加える。

（子育て部分休暇）

第十六条の三 任命権者は、職員（育児短時間勤務職員等を除く。）が満六歳に達する日の翌日以後の最初の四月一日から満十二歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある当該職員の子を養育するため、一日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇として、子育て部分休暇を承認するものとする。

2 子育て部分休暇に関しその期間その他の必要な事項は、人事委員会の承認を得て、区規則で定める。

（介護についての申出があった場合における意向確認等）

第十六条の四 任命権者は、職員が配偶者若しくはパートナーシップ関係の相手方又は二親等以内の親族が当該職員の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、当該職員に對して、仕事と介護との両立に資するものとして区規則で定める制度又は措置（以下この条

及び次条において「介護両立支援制度等」という。）その他の区規則で定める事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の請求、申告又は申請（次条において「請求等」という。）に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の区規則で定める措置を講じなければならない。

2 任命権者は、職員に対して、当該職員が満四十歳に達した日の属する年度において、前項に規定する事項を知らせなければならない。

3 任命権者は、職員が第一項の規定による申出をしたことを理由として、当該職員が不利益な取扱いを受けることがないようにしなければならない。

（勤務環境の整備に関する措置）

第十六条の五 任命権者は、介護両立支援制度等の請求等が円滑に行われるようにするため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- 一 職員に対する介護両立支援制度等に係る研修の実施
- 二 介護両立支援制度等に関する相談体制の整備
- 三 前二号に掲げる措置のほか、区規則で定める介護両立支援制度等に係る勤務環境の整備に関する措置

付 則

（施行期日）

1 この条例は、令和七年四月一日から施行する。ただし、付則第三項の規定は、公布の日から施行する。

(適用)

2 地方公務員法の一部を改正する法律（令和三年法律第六十三号）附則第六条第一項若しくは第二項又は第七条第一項若しくは第三項の規定により採用された職員は、港区職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例第二条第三項に規定する定年前再任用短時間勤務職員とみなして、この条例による改正後の港区職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（以下「改正後の条例」という。）第二条第五項の規定を適用する。

(施行前の準備)

3 改正後の条例第二条第五項の規定による勤務時間の割振りに係る申告、改正後の条例第九条の三の規定に新たに該当することとなる者からの超過勤務の制限に係る請求及び改正後の条例第十六条の三第一項の規定による子育て部分休暇に係る請求は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

(説明)

変形労働時間制を導入するとともに、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び次世代育成支援対策推進法の一部を改正する法律（令和六年法律第四十二号）の施行による育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法

律（平成三年法律第七十六号）の一部改正を踏まえ、職員の超過勤務の制限の対象となる者の範囲の拡大等をするほか、子育て部分休暇を導入するため、本案を提出いたします。